

【建設委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件（うち本院先議2件）であり、いずれも成立した。

また、国政調査、委嘱審査を行ったほか、付託請願13種類239件について審査を行い、2種類107件を採択した。

〔法律案の審査〕

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案は、一定の新築住宅に係る住宅金融公庫の貸付けについて、住宅の規模に応じて異なる利率を適用することを改め、住宅の構造等に応じて異なる利率を適用することとともに、自ら居住するため住宅を必要とする者等に対する特別の割増貸付制度を延長し、あわせて同公庫等の貸付金の利率の決定方法を簡易化する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑の後、全会一致をもって可決された。

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律案は、大都市地域における良質な住宅地の円滑な供給を図るため、良好な居住環境の確保等の観点から宅地開発事業計画に係る認定の基準を見直すとともに、認定の申請を行うことができる期限を延長し、あわせて、事業区域が隣接し、又は近接する2以上の宅地開発事業に係る主要な公共施設の一体的な整備を促進するための住宅・都市整備公団法の特例を創設する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑、討論の後、多数をもって可決された。

公営住宅法の一部を改正する法律案は、長寿社会の到来等に対応するため、昭和26年に創設された公営住宅制度について、対象階層の的確化、供給方式の多様化、新たな家賃制度の導入等について抜本的見直しを行うものであり、その内容は、住宅に困窮する低額所得者に対して公営住宅の的確な供給を行うため、高齢者等に配慮した入居者資格を設定するとともに、適切な負担の下で居住の安定を確保できるよう公営住宅の家賃を入居者の収入と住宅の立地条件、規模等に応じて設定し、あわせて民間事業者等が保有する住宅を買い取り又は借り上げて公営住宅として供給する方式を導入する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑、討論の後、多数をもって可決された。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案は、最

近における交通事故の発生等の状況にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、平成８年度以降５箇年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成し、総合的な計画の下に交通安全施設等整備事業を実施しようとするものである。

委員会では、質疑の後、全会一致をもって可決された。

幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律案は、平成７年７月の国道４３号訴訟最高裁判決において、道路交通騒音等に起因する被害について、道路の設置管理の瑕疵が認定されたことが背景となって改正されたものであり、その内容は、道路交通及び沿道の生活環境の現況にかんがみ、道路交通騒音の著しい幹線道路の沿道について、道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、道路交通騒音の減少に関する計画の策定、区域を区分して容積率の最高限度を定めることができることとする等の沿道整備計画制度の拡充、適正かつ合理的な土地利用を促進するための土地に関する権利の移転等を市町村の定める計画によって一体的に行う制度の創設、一定の沿道地区計画等の区域の市街地再開発事業の施行区域への追加、２以上の道路に係る道路交通騒音により生ずる障害の防止のための施設等の管理の方法の改善等の措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑の後、全会一致をもって可決された。

本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律案は、本州四国連絡橋公団の移転に伴い主たる事務所の所在地を東京都から神戸市に変更し、あわせて同公団の理事及び監事の任期を２年とするとともに、事業報告書等の公開に関する規定を整備するほか、同公団の事業の円滑な推進を図るため、政府は、当分の間、同公団に対し、その業務に要する経費に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができることとする等の措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑の後、全会一致をもって可決された。

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案は、都市公園等の整備の促進により都市環境の改善を図るため、新たに平成８年度を初年度とする都市公園等整備５箇年計画を策定するとともに、同計画の対象となる一定の公園又は緑地を設置する町村に対し国が無利子貸付けを行うことができる期間を延長する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑の後、全会一致をもって可決された。

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案は、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進して都市環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、新たに平成８年度を初年度とする下水道整備５箇年計画を策定するとともに、発生汚泥等の適正な処理に関する下水道管理者の責

務を明確化し、及び下水道施設の有する空間の有効利用を図ろうとするものである。

委員会では、質疑の後、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

2月15日、中尾建設大臣及び岡部北海道開発庁長官から豊浜トンネル崩落事故について報告を聴取するとともに、中尾建設大臣から建設行政の基本施策について、鈴木国土庁長官から国土行政の基本施策について、また岡部北海道開発庁長官から北海道総合開発の基本施策についてそれぞれ所信を聴取した。

2月22日、豊浜トンネル崩落事故について前回の報告以降の経過等について報告を聴取するとともに、所信及び豊浜トンネル崩落事故について質疑を行った。

ここでは、阪神・淡路大震災復興計画緊急インフラ整備3カ年計画の推進、公共投資の波及効果と評価、ウォーキングトレイル事業の推進と地方公共団体の指導、中小・中堅建設業者の受注機会の確保策、地震予知についての取組と活断層調査の進捗状況、景気回復に与える公共投資の効果、土地の流動化と有効利用の関係、北海道の振興開発に関しての基本的考え方、琵琶湖総合開発事業の推進、豊浜トンネル崩落事故の救助活動と対策等が取り上げられた。

また、3月14日、質疑が行われ、豊浜トンネル崩落事故の原因究明、全国の道路のトンネルについて緊急点検の実施と対策、東京湾エリアにおける防災対策、住宅金融専門会社とゼネコンの関係等について質疑が行われた。

5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度一般会計予算、特別会計予算、政府関係機関予算中、総理府所管（北海道開発庁、国土庁）、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫について審査を行い、政府から説明を聴いた後、建設省所管の予算における各事業の優先順位と予算配分の基準、建設コストの国際的比較、住宅宅地関連公共施設整備促進事業費の増額、建設省における民間との人事交流の是非、土地の有効利用の促進についての施策と中期的な課題、石狩川治水対策と地元への影響等について質疑を行った。

なお、2月2日、阪神・淡路大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査のため兵庫県を、また、5月28日、東京湾横断道路の建設状況に関する実情調査のため、それぞれ視察を行った。

（2）委員会経過

○平成8年1月25日（木）（第1回）

- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査を行うことを決定した。

○平成 8 年 2 月 15 日（木）（第 2 回）

- 一般国道229号豊浜トンネル崩落事故に関する件について中尾建設大臣及び岡部北海道開発庁長官から報告を聴いた。
- 建設行政の基本施策に関する件について中尾建設大臣から、国土行政の基本施策に関する件について鈴木国土庁長官から、北海道総合開発の基本施策に関する件について岡部北海道開発庁長官からそれぞれ所信を聴いた。

○平成 8 年 2 月 22 日（木）（第 3 回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 一般国道229号豊浜トンネル崩落事故に関する件について中尾建設大臣及び岡部北海道開発庁長官から報告を聴いた。
- 建設行政の基本施策に関する件、国土行政の基本施策に関する件及び北海道総合開発の基本施策に関する件並びに一般国道229号豊浜トンネル崩落事故に関する件について中尾建設大臣、岡部北海道開発庁長官、鈴木国土庁長官、政府委員、建設省、厚生省及び自治省当局に対し質疑を行った。

○平成 8 年 3 月 14 日（木）（第 4 回）

- 一般国道229号豊浜トンネル崩落事故に関する件、東京湾岸地域の石油コンビナート等の防災対策に関する件、住宅金融専門会社とゼネコンとの関係に関する件等について中尾建設大臣、鈴木国土庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成 8 年 3 月 26 日（火）（第 5 回）

- 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）
大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）

以上両案について中尾建設大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行い、大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第11号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、さき

反対会派 なし

（閣法第12号） 賛成会派 自民、平成、社民、さき

反対会派 共産

○平成 8 年 3 月 28 日（木）（第 6 回）

- 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（閣

法第40号）（衆議院送付）について中尾建設大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第40号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、さき
反対会派 なし

○平成8年4月9日（火）（第7回）

○都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第58号）

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案（閣法第59号）

以上両案について中尾建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月11日（木）（第8回）

○都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第58号）

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案（閣法第59号）

以上両案について中尾建設大臣、政府委員、農林水産省及び厚生省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第58号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、さき
反対会派 なし

（閣法第59号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、さき
反対会派 なし

○平成8年4月18日（木）（第9回）

○本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について中尾建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月26日（金）（第10回）

○本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について中尾建設大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第54号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、さき
反対会派 なし

○平成8年5月7日（火）（第11回）

○委嘱審査のため住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫の役職員を参考人として出席を求めることを決定した。

○平成8年度一般会計予算（衆議院送付）

平成8年度特別会計予算（衆議院送付）

平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総理府所管（北海道開発庁、国土庁）、建設省所管、住宅金融公庫及び

北海道東北開発公庫）について中尾建設大臣、鈴木国土庁長官及び岡部北海道開発庁長官から説明を聴いた後、同大臣、両長官、政府委員、自治省、建設省及び人事院当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成 8 年 5 月 14 日（火）（第 12 回）

- 幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第 53 号）（衆議院送付）について中尾建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成 8 年 5 月 16 日（木）（第 13 回）

- 幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第 53 号）（衆議院送付）について中尾建設大臣、政府委員及び運輸省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第 53 号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、さき
反対会派 なし

- 公営住宅法の一部を改正する法律案（閣法第 25 号）（衆議院送付）について中尾建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成 8 年 5 月 23 日（木）（第 14 回）

- 公営住宅法の一部を改正する法律案（閣法第 25 号）（衆議院送付）について中尾建設大臣、政府委員、厚生省及び労働省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第 25 号） 賛成会派 自民、平成、社民、さき
反対会派 共産

○平成 8 年 6 月 18 日（火）（第 15 回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第 1484 号外 106 件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第 2 号外 131 件を審査した。
- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）

【要 旨】

本法律案は、平成8年度予算案に盛り込まれている良質な住宅ストックの形成を誘導する金利体系への転換、特別割増貸付制度の延長等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 マンション共用部分改良の融資条件の改善

店舗等の非住宅部分を有するマンションの共用部分の改良工事費について、その全体を融資対象とする。

2 金利体系の改善

住宅の規模に応じた現行の金利体系を、高齢者に配慮した住宅等一定の良質な住宅に対して優遇する金利体系に改善する。

3 金利決定手続の簡素化

政令で定めることとされている貸付金の利率について、その決定手続を簡素化し、主務大臣の認可の上、住宅金融公庫が定めることとし、あわせて、関連する貸付制度についても、その決定方法を簡素化する。

4 支払方法変更手数料の新設

毎月の返済額の増減、元利均等から元金均等への変更等利用者の多様な支払方法のニーズに対応することを可能とするため、支払方法変更手数料を導入する。

5 特別割増貸付制度の適用期限の延長

特別割増貸付制度について、平成8年3月31日が適用期限とされているものを、平成13年3月31日までの5年間延長を行う。

なお、この法律は、平成8年4月1日から施行する。ただし、2の改正は、平成8年10月1日から施行する。

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）

【要 旨】

本法律案は、来るべき21世紀に向け、大都市地域において、より質を重視した住宅地の供給を緊急に促進するため、優良な宅地開発事業を認定する基準を見直すとともに、認定を受けた宅地開発事業に対する支援措置の拡充等を図り、あわせて適用期限を延長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 宅地開発事業計画の認定基準の見直し

宅地開発事業計画の認定基準を見直し、良好な住宅市街地の景観の形成のための緑の確保、公共施設のバリアフリー化など高齢者、身体障害者等が利用しやすい公共施設の整備の推進等を図る。

2 住宅金融公庫の融資に当たっての配慮

住宅金融公庫は、認定を受けた宅地開発事業が円滑に実施されるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

3 関連公共施設の一体的な整備

2以上の宅地開発事業者が、隣接又は近接する区域で主要な公共施設を一体的に整備しようとする場合には、共同して一つの宅地開発事業計画を作成し、認定を受けることができることとし、住宅・都市整備公団が認定事業者の一つとなっているときは、同公団が地方公共団体に代わって主要な公共施設の整備を行うことができることとする。

4 良質な住宅地の保全

良質な住宅地を保全するため、認定事業者は、造成宅地の処分に当たって定めることとされている建築協定について建築物の敷地、位置、用途及び意匠に関する基準を定めるとともに、新たに緑地協定を定める。

5 認定の申請に係る適用期限の延長

宅地開発事業計画の認定の申請に係る適用期限を平成18年3月31日まで延長する。

公営住宅法の一部を改正する法律案（閣法第25号）

【要 旨】

本法律案は、住宅に困窮する低額所得者に対し、良好な居住環境を備えた公営住宅の的確な供給を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 長寿社会等への対応

- (1) 高齢者等に配慮した入居収入基準の弾力的設定のための措置を講ずる。
- (2) 入居者の収入及び公営住宅の立地条件、規模等の便益に応じて家賃を設定する制度を導入するとともに、家賃に係る国の補助制度を創設する。
- (3) 公営住宅の社会福祉事業への活用や建替事業における社会福祉施設、公共賃貸住宅との併設を促進するための措置を講ずる。

2 公営住宅の的確な供給

- (1) 民間事業者等が保有する住宅を買い取り、又は借り上げて公営住宅として供給する方式を導入する。

- (2) 公営住宅の種別区分を廃止する。
- (3) 公営住宅建替事業の要件を緩和する。
- 3 地方公共団体の自主的な政策手段の拡大
 - (1) 高齢者等の入居収入基準を一定の上限の下で事業主体が条例により設定できることとする。
 - (2) 家賃等の決定、変更等についての建設大臣への報告義務を廃止する。
- 4 その他
 - 公営住宅の供給に係る国の補助制度を整備する等所要の改正を行う。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

【要 旨】

平成8年度以降5箇年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成するものとする。

幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第53号）

【要 旨】

本法律案は、道路交通騒音の著しい幹線道路において、道路構造の改善等を進めるとともに、その沿道においても、まちづくりと一体となった沿道環境の整備を図り、道路交通騒音により生ずる障害の防止と沿道にふさわしい土地利用を実現しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 幹線道路の沿道の整備に関する法律の改正
 - (1) 沿道整備道路の道路管理者及び都道府県公安委員会は、道路交通騒音を減少させるための道路構造の改善、交通規制等に関する計画を定めるものとし、両者はこの計画に従って、それぞれ必要な措置を講ずるものとする。
 - (2) 沿道整備計画を沿道地区計画とし、その区域等を具体的な土地利用規制を定める沿道地区整備計画に先行して定めることができることとするとともに、建築物の容積を適正に配分することが必要なときに区域を区分して容積率の最高限度を定めることができることとするなど、沿道整備計画制度の拡充を行う。
 - (3) 沿道地区計画の区域内において適正かつ合理的な土地利用を促進するため、沿道地区計画の実現手法として、市町村の定める計画によって土地に関する権利の移転等を一体的に行う制度を創設する。

- (4) 緩衝建築物の建築、防音工事等に対する助成措置を拡充する。
- (5) 市町村長が一定の公益法人を沿道整備推進機構として指定し、これが沿道の整備用地を取得する場合に、国が無利子貸付けすることができる制度を創設する。

2 建築基準法の改正

沿道地区計画の区域内における建築物の容積率の最高限度の特例に関する規定等の整備を行う。

3 都市再開発法の改正

一定の沿道地区整備計画等の区域を市街地再開発事業の施行区域に追加する。

4 道路法、高速自動車国道法及び道路整備特別措置法の改正

複数の道路に係る道路交通騒音により生ずる障害の防止のための共用の施設等について、関係の道路管理者が協議して、管理の方法、費用の分担を定めることができることとする。

本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律案（閣法第54号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 主たる事務所の移転

本州四国連絡橋公団（以下「公団」という。）の主たる事務所の所在地を東京都から神戸市に変更する。

2 役員任期の変更

公団の理事及び監事の任期を現行の4年から2年に変更する。

3 公団関係書類の公開

事業報告書等の公開に関する規定を整備する。

4 無利子資金貸付制度の創設

公団の事業の円滑な推進を図るため、政府は、当分の間、公団に対し、その業務に要する経費に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができるものとする。

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第58号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、都市公園等の整備の促進により都市環境の改善を図るため、現行の5箇年計画に引き続き、新たに平成8年度を初年度とする都市公園等整備5箇年計画を策定する等の措置を講じようとするものである。

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案（閣法第59号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、現行の第7次下水道整備5箇年計画に引き続き平成8年度を初年度とする第8次下水道整備5箇年計画を策定するとともに、下水の処理に伴い発生した汚泥等の適切な処理に関する下水道管理者の責務を明確化し、及び下水道施設の有する空間の有効利用を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 下水道整備緊急措置法の一部改正

建設大臣は、新たに平成8年度を初年度とする下水道整備5箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

2 下水道法の一部改正

(1) 発生汚泥等の処理に関する規定の整備

公共下水道管理者は、公共下水道の施設から生じた汚泥等のたい積物等について、公共下水道の施設の円滑な維持管理を図るため適切に処理しなければならないこととするとともに、脱水、焼却、再生利用等によりその減量に努めなければならないこととする。

(2) 下水道施設に係る行為制限の緩和

① 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分について、電線等公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものの設置を認めることができることとする。

② 流域下水道管理者は、流域下水道の施設について、電線等流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものの設置を認めることができることとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（８件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決
※ 11	住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案	衆	8. 2. 2	8. 3. 26 (予備)	8. 3. 26 可 決	8. 3. 27 可 決	8. 3. 22	8. 3. 25 可 決	8. 3. 26 可 決
12	大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律案	〃	2. 2	3. 26 (予備)	3. 26 可 決	3. 27 可 決	3. 22	3. 25 可 決	3. 26 可 決
※ 25	公営住宅法の一部を改正する法律案	〃	2. 7	5. 15	5. 23 可 決	5. 24 可 決	4. 11	4. 17 可 決 附帯決議	4. 19 可 決
			○ 8. 5. 15 参本会議趣旨説明 ○ 8. 4. 11 衆本会議趣旨説明						
※ 40	交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案	〃	2. 9	3. 27	3. 28 可 決	3. 29 可 決	3. 26 交通安全 対策特委	3. 27 可 決	3. 27 可 決
※ 53	幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律案	〃	2. 13	5. 10	5. 16 可 決	5. 17 可 決	4. 23	4. 24 可 決	4. 25 可 決
※ 54	本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律案	〃	2. 13	4. 17	4. 26 可 決	4. 26 可 決	4. 9	4. 10 可 決	4. 11 可 決
58	都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案	参	2. 20	4. 4	4. 11 可 決	4. 12 可 決	5. 22	5. 24 可 決	5. 28 可 決
59	下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案	〃	2. 20	4. 4	4. 11 可 決	4. 12 可 決	5. 22	5. 24 可 決	5. 28 可 決